

## 第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

## 1. 都市機能誘導を図る目的

目指すべき都市の姿の実現に向けて、都市機能誘導を図る目的は次の通りです。

### (1) 賑わいに満ちた交流空間の形成

羽鳥市街地においては、羽鳥駅周辺整備事業が進んでいます。事業に伴い、本市の強みである「コミュニティの結びつき」をさらに活かすためにも、日常生活の憩いの場、交流を育む多様な都市機能の充実を図ることが望まれます。

また、小川市街地においては、従来からの商店街が存在しており、今後も身近な生活サービス施設として、商店街の回遊性の向上と活性化が求められます。

高齢者人口が増加することも見据えて、今後これらのような、人と人がまちなかで過ごす空間を創出し、まちを歩く・人と触れ合うことによる健康的なまちが必要になります。

そこで、新たな都市機能の誘導を行い、賑わいに満ちた交流空間の形成を図ります。

### (2) 交通結節点における利便性の向上

羽鳥市街地は本市唯一の鉄道駅である JR 常磐線羽鳥駅を中心とした交通拠点です。現在、羽鳥駅周辺整備事業として、駅の橋上駅舎化や東西自由通路新設、東西駅前広場の整備を進めているほか、駅に通じる道路整備も進んでいます。また、小川市街地には小川駅が隣接し、市内外の地域の拠点を結んでいます。

これらのことから、2つの市街地は本市におけるコンパクトシティを形成する上で、市の交通結節点の役割を担っています。そこで、周辺地域との連携した商業・サービス機能の充実や交通利便施設の誘導により更なる利便性の向上を図ります。

## 2. 都市機能誘導区域について

### (1) 都市機能誘導区域設定の基本方針

まちづくりの理念の実現には、市の中心である羽鳥市街地と小川市街地の強化と本市の強みである「コミュニティの結びつき」を活かすことが重要です。そのため、都市機能誘導を図る区域は、用途地域を設定した羽鳥市街地・小川市街地それぞれの居住誘導区域内において、都市機能を誘導すべき区域及び、公共交通によりアクセスが容易であり、生活サービス施設が集積した区域とします。

### (2) 都市機能誘導区域の設定条件

都市機能誘導区域は、区域設定の基本方針を踏まえ、以下の条件をいずれも満たすエリアを基に設定します。なお、区域設定は、用途地域界や地形地物の境界を基本とします。

#### ①羽鳥中心拠点地区

- ・誘導施設が立地できる用途地域の中で、広域公共交通と域内公共交通の交通結節点機能を有する JR 常磐線羽鳥駅周辺（徒歩圏：800m）及び、その地区に近接する幹線道路沿道のエリア

#### ②小川中心拠点地区

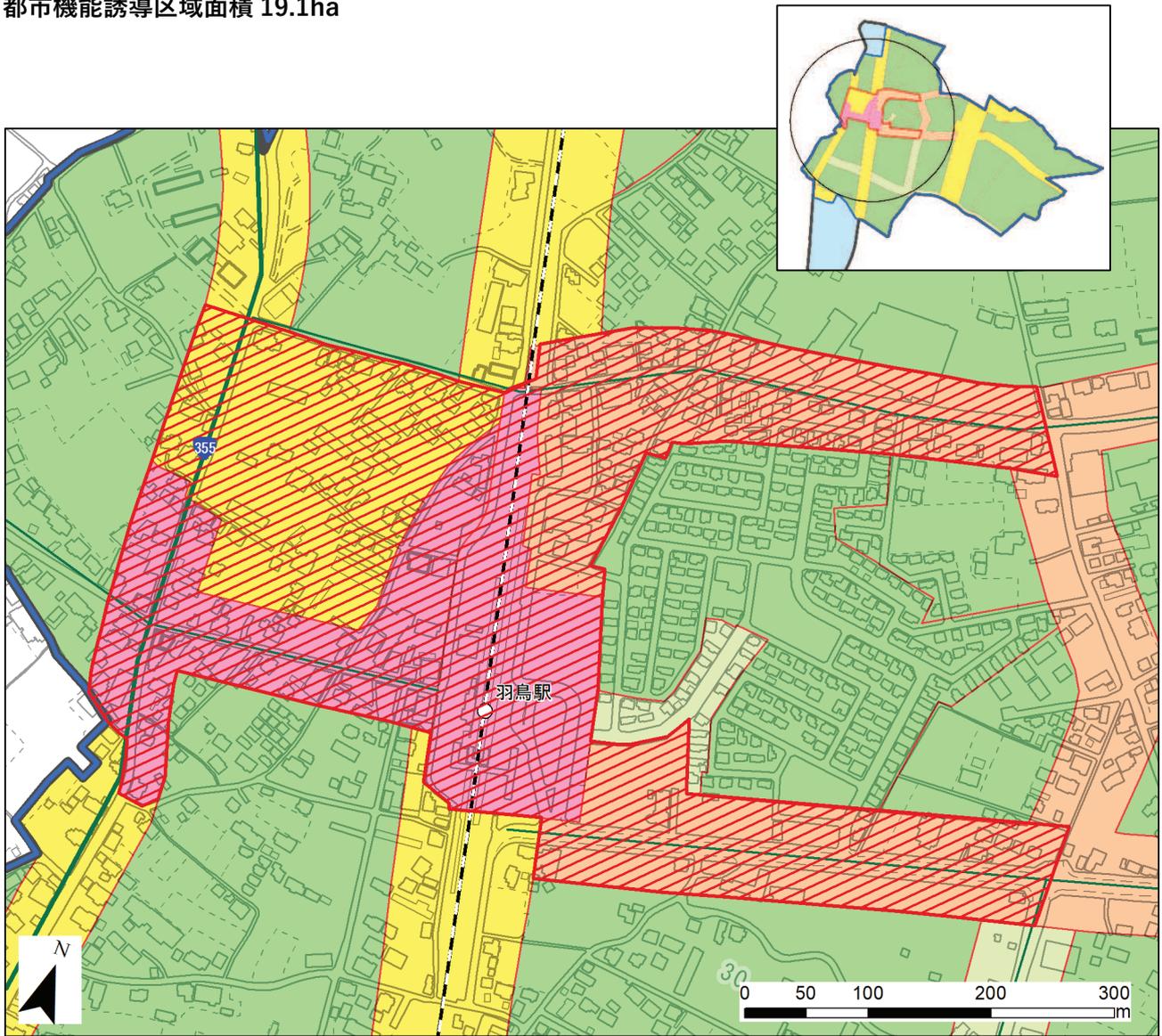
- ・誘導施設が立地できる用途地域の中で、店舗等が集積している商店街を中心としたエリア及び、移転される小川小学校の敷地を含めたエリア

### 3. 都市機能誘導区域の設定

前項の設定条件に沿って、各中心拠点地区の条件を満たすエリアを基に、用途地域界や道路・地形地物を境界とし、本市の都市機能誘導区域を次の通り設定します。

#### 羽鳥市街地

都市機能誘導区域面積 19.1ha



#### 設定条件

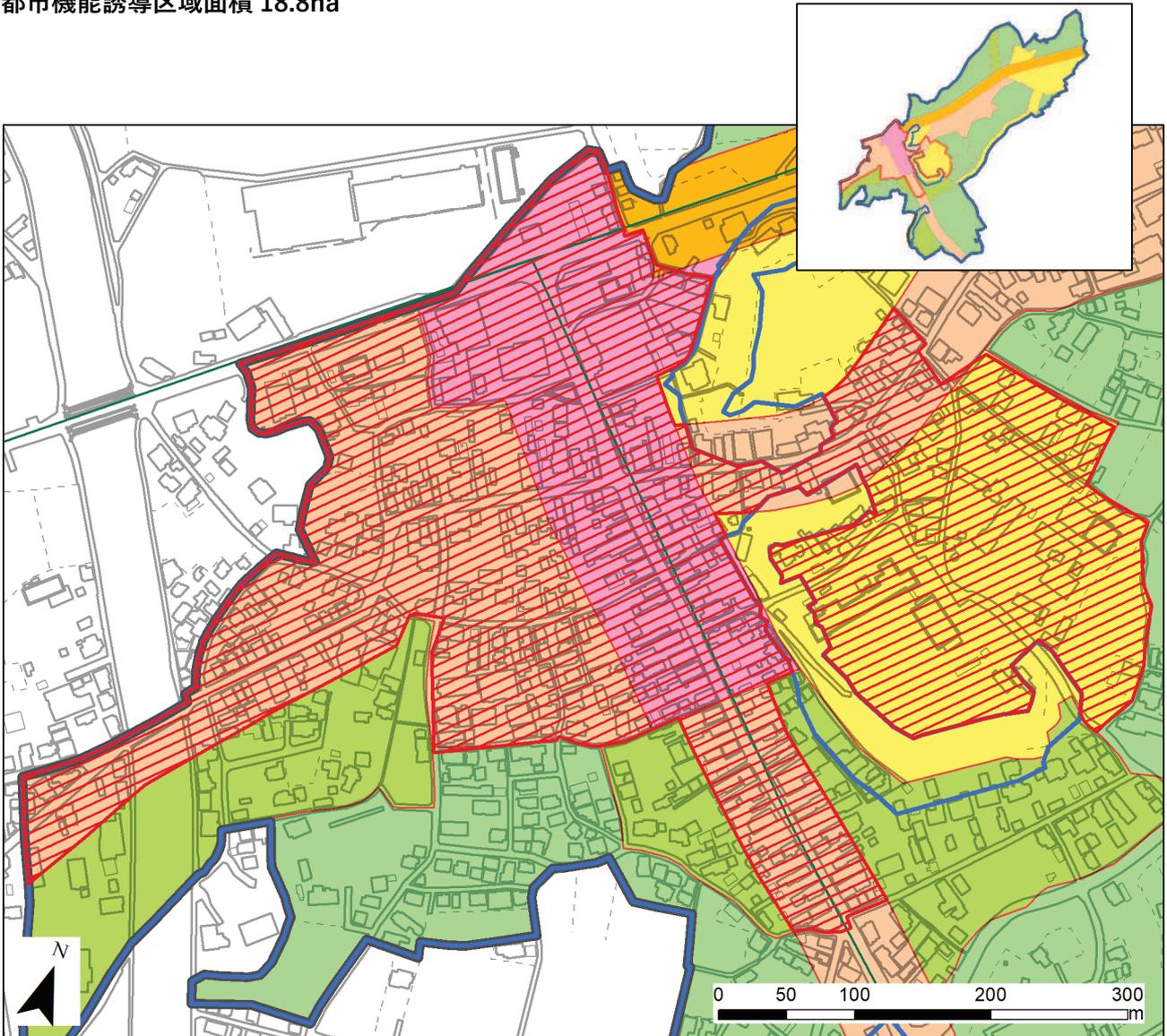
誘導施設が立地できる用途地域の中で、広域公共交通と域内公共交通の交通結節点機能を有する JR 常磐線羽鳥駅周辺（徒歩圏：800m）及び、その地区に近接する幹線道路沿道のエリア

#### 凡例

- |               |           |             |        |
|---------------|-----------|-------------|--------|
| 用途地域界         | 国道        | 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 居住誘導区域        | 県道・主要地方道等 | 第二種低層住居専用地域 | 工業地域   |
| 都市機能誘導区域      | 鉄道        | 第一種住居地域     |        |
| 駅圏域（徒歩圏：800m） | JR常磐線     | 第二種住居地域     |        |
|               | 駅         |             |        |

小川市街地

都市機能誘導区域面積 18.8ha



設定条件

誘導施設が立地できる用途地域の中で、店舗等が集積している商店街を中心としたエリア及び、移転される小川小学校の敷地を含めたエリア

凡例

- |          |                   |                     |        |
|----------|-------------------|---------------------|--------|
| 用途地域界    | 道路<br>— 県道・主要地方道等 | 用途地域<br>第一種低層住居専用地域 | 準住居地域  |
| 居住誘導区域   |                   | 第一種中高層住居専用地域        | 近隣商業地域 |
| 都市機能誘導区域 |                   | 第一種住居地域             |        |
|          |                   | 第二種住居地域             |        |

## 4. 誘導施設について

### (1) 誘導施設の基本方針

誘導施設は、都市計画運用指針及び、都市機能誘導区域の特徴に沿って将来人口を見通した施設の充足度を勘案し設定します。施設分類は都市計画運用指針より医療、子育て支援、介護福祉、商業、金融、行政施設、また「コミュニティの結びつき」を促進するため、交流施設の7分類とします。

ただし、都市機能誘導区域外においては、当該誘導施設が立地する際に届出を要することになるため、区域外にも同様に配置が必要な機能の設定については、機能分担に留意し、主として区域内に特化すべき機能を優先して設定します。

種類	対象施設
医療	病院、診療所
子育て支援	幼稚園、保育所、認定こども園
介護福祉	地域包括支援センター、高齢者通所系福祉施設
商業	コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大規模小売店舗
金融	銀行、信用金庫・信用組合、郵便局
行政	市役所支所、保健センター
交流	文化ホール、図書館、公民館・史料館等、スポーツ・運動施設、その他交流施設

※「介護福祉施設」については、高齢者福祉施設のうち通所系施設のみとします。  
(訪問系施設は徒歩圏での利用を想定していないため)

### (2) 各区域の特徴

#### 1) 羽鳥中心拠点地区

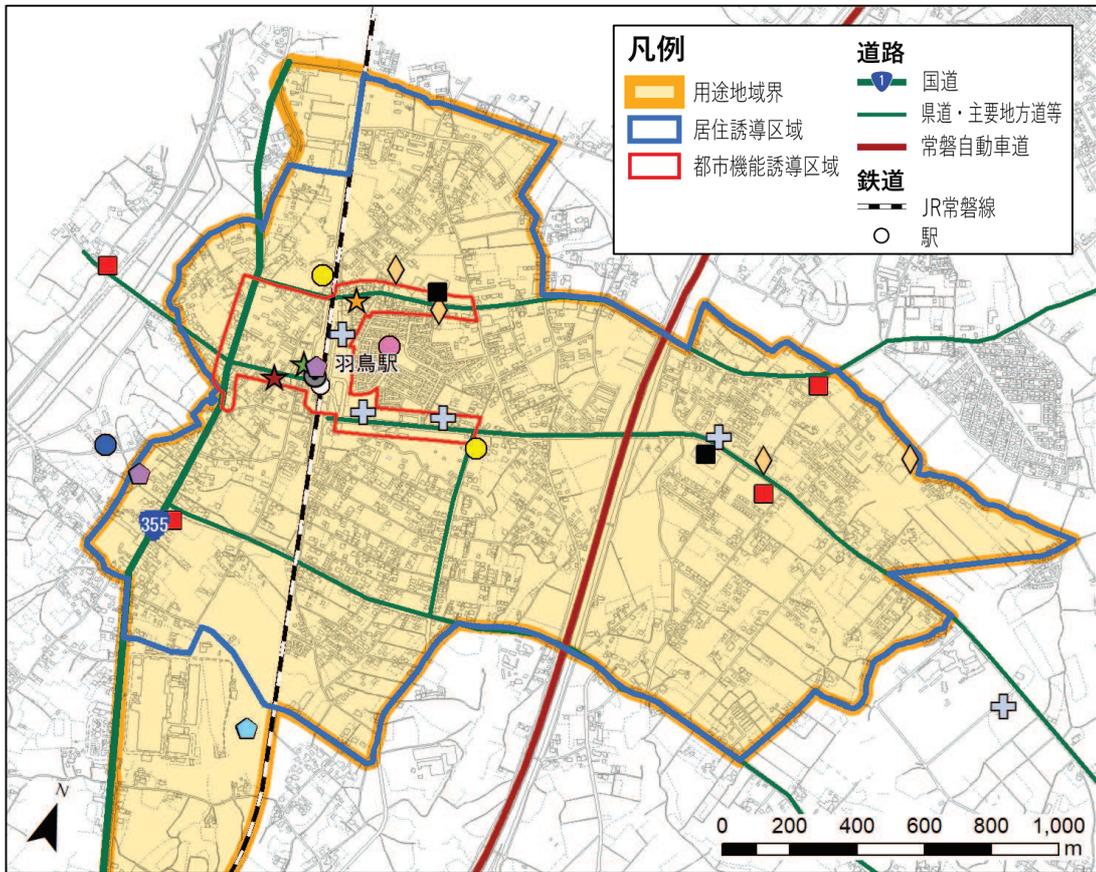
羽鳥中心拠点地区は、本市唯一の鉄道駅である JR 常磐線羽鳥駅を中心とした交通拠点です。現在、羽鳥駅周辺整備事業として、羽鳥駅橋上駅舎化や東西自由通路新設、東西駅前広場の整備を進めているほか、駅に通じる道路整備も行っています。JR 常磐線沿線の各都市への交通結節点としての利便施設や交流施設、生活サービス施設、居住と地域に必要な機能を備えた複合施設などの立地が望まれます。

#### 2) 小川中心拠点地区

小川中心拠点地区は、小川市街地の古くからのまちうちを中心とした拠点です。従来からの商店街や商業地を含み、また、新たに大規模な商業施設群などが隣接して立地している状況を踏まえ、今後も賑わいのある商業施設や生活サービス施設などの立地が望まれます。特に、地区内にある小川小学校が統廃合により移転するため、跡地については拠点の中核施設としての新たな活用が望まれます。

(3) 都市機能誘導区域周辺における誘導施設の立地状況

羽鳥市街地周辺と小川市街地周辺における、誘導施設の立地状況は次のとおりです。

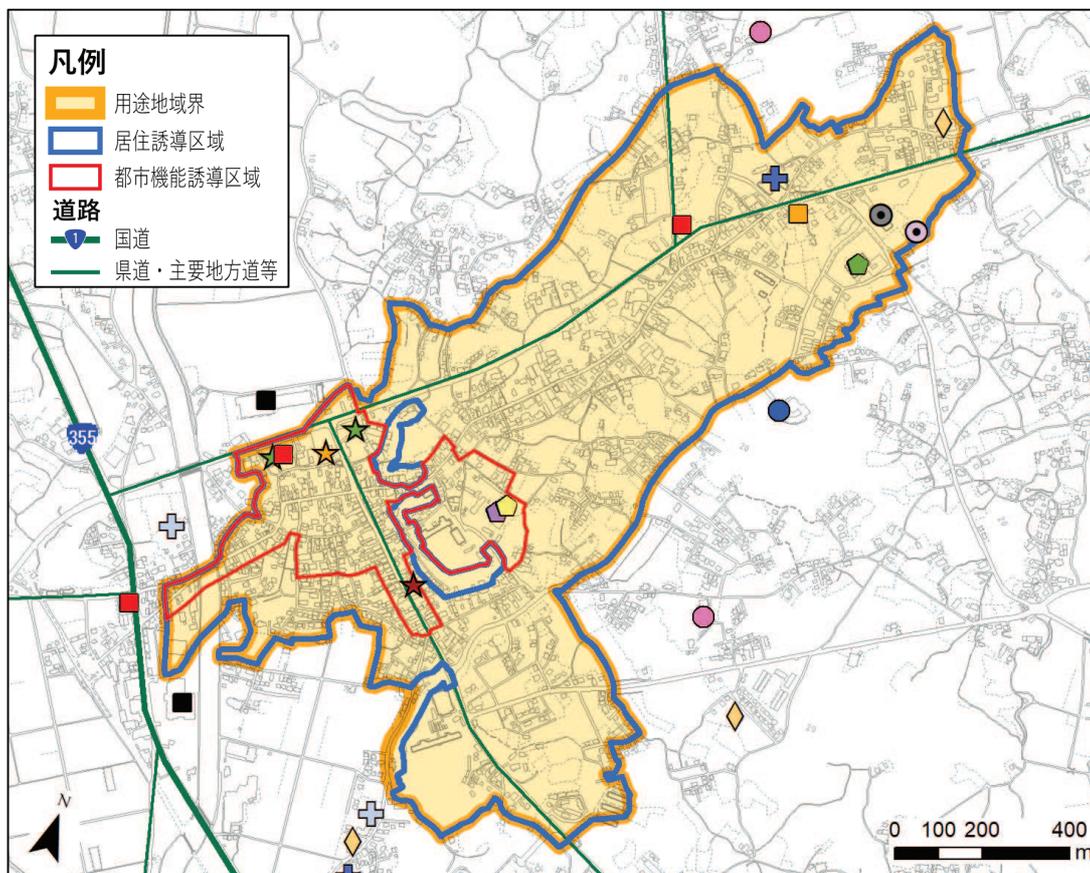


◆表－施設の立地状況（羽鳥市街地）

種類	対象施設	①都市機能誘導区域内	②居住誘導区域内 (都市機能誘導区域外)
医療	⊕ 病院	×	×
	⊕ 診療所	○ (3箇所)	○ (1箇所)
子育て支援	● 幼稚園	×	×
	● 保育所	×	○ (1箇所)
	● 認定こども園	×	○ (2箇所)
介護福祉	◇ 地域包括支援センター	×	×
	◇ 高齢者通所系福祉施設	○ (1箇所)	○ (3箇所)
商業	■ コンビニエンスストア	×	○ (3箇所)
	■ スーパーマーケット	×	×
	■ 大規模小売店舗	○ (1箇所)	○ (1箇所)
金融	★ 銀行	○ (1箇所)	×
	★ 信用金庫・信用組合	○ (1箇所)	×
	★ 郵便局	○ (1箇所)	×
行政	◎ 市役所支所・出張所	○ (1箇所)	×
	◎ 保健センター	×	×
交流	◆ 文化ホール	×	×
	◆ 図書館	×	×
	◆ 公民館・史料館等	○ (1箇所)	○ (1箇所)
	◆ スポーツ・運動施設	×	×
	◆ その他交流施設	×	×

■ : 都市機能誘導区域内に施設有

□ : 居住誘導区域内（都市機能誘導区域外）に施設有



◆表－施設の立地状況（小川市街地）

種類	対象施設	①都市機能誘導区域内	②居住誘導区域内 (都市機能誘導区域外)
医 療	⊕ 病院	×	○ (1箇所)
	⊕ 診療所	×	×
子育て支援	● 幼稚園	×	×
	● 保育所	×	×
	● 認定こども園	×	×
介護福祉	◇ 地域包括支援センター	×	×
	◇ 高齢者通所系福祉施設	×	○ (1箇所)
商 業	■ コンビニエンスストア	○ (1箇所)	○ (1箇所)
	■ スーパーマーケット	×	○ (1箇所)
	■ 大規模小売店舗	×	×
金 融	★ 銀行	○ (1箇所)	×
	★ 信用金庫・信用組合	○ (2箇所)	×
	★ 郵便局	○ (1箇所)	×
行 政	◎ 市役所支所・出張所	×	○ (1箇所)
	◎ 保健センター	×	○ (1箇所)
交 流	◇ 文化ホール	×	○ (1箇所)
	◇ 図書館	○ (1箇所)	×
	◇ 公民館・史料館等	○ (1箇所)	×
	◇ スポーツ・運動施設	×	×
	◇ その他交流施設	×	×

■：都市機能誘導区域内に施設有

□：居住誘導区域内（都市機能誘導区域外）に施設有

(4) 誘導施設の設定

各拠点地区の特徴を踏まえ、施設の誘導に関する考え方を次の通り整理しました。

◆表－誘導施設の設定方針

種類	対象施設	設定の方針
		羽鳥中心拠点地区・小川中心拠点地区
医療	病院	通院等の便が良い場所が適していると考えられるため、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域への立地を図ります。
	診療所	日常生活圏に必要な機能と考えられるため、都市機能誘導区域に限らず、居住誘導区域や、地域拠点への誘導を図ります。
子育て支援	幼稚園 保育所 認定こども園	子育て世代の暮らしやすさ、働きやすさにつながる施設であり、比較的居住地や職場に近い場所が適していると考えられるため、都市機能誘導区域に限らず、市全域に適切に配置します。
介護福祉	地域包括支援センター	高齢者の暮らしを地域でサポートする窓口となるため、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域への立地を図ります。
	高齢者通所系福祉施設	通所の便が良い場所が適していると考えられるため、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域への立地を図ります。
商業	コンビニエンスストア	分散して立地することで利便性が高まるため、都市機能誘導区域に限らず、市全域に適切に配置します。
	スーパーマーケット 大規模小売店舗	拠点地区の賑わいを創出し、生活利便性を高めるため、店舗面積が1,000㎡を超える店舗を誘導施設に設定します。
金融	銀行 信用金庫・信用組合	商業機能等の利便性を高めるため、誘導施設に設定します。
	郵便局	生活利便のため、都市機能誘導区域に限らず、居住誘導区域や、地域拠点への誘導を図ります。
行政	市役所支所・出張所	羽鳥ふれあいセンターの機能見直しなども考えられるため、誘導施設に設定します。(羽鳥中心拠点地区)
	保健センター	保健活動の拠点となる施設のため、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域への立地を図ります。
交流	文化ホール	「小美玉市まるごと文化ホール計画」により、都市機能誘導区域に限らず市民が身近に文化に触れられるまちを目指しているため、都市機能誘導区域に限らず、市全域に適切に配置します。
	図書館	拠点地区の賑わいを創出し、市民同士の交流を育むため、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域への立地を図ります。
	公民館・史料館等	ある程度分散して立地することが望ましいため、都市機能誘導区域に限らず、市全域に適切に配置します。
	スポーツ・運動施設	ある程度分散して立地することが望ましいため、都市機能誘導区域に限らず、市全域に適切に配置します。
	その他交流施設	施設の規模や種類に応じ適正な配置を勘案し、都市機能誘導区域に限らず、市全域に適切に配置します。

設定の方針に従い、羽鳥中心拠点地区と小川中心拠点地区の誘導施設を次の通り設定し、都市機能誘導区域内への立地誘導と施設の維持を図ります。

◆表－誘導施設一覧

種類	誘導施設		定義・根拠法等
	羽鳥中心拠点地区	小川中心拠点地区	
医療	<input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所（居住誘導区域、地域拠点への立地も可）	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所（居住誘導区域、地域拠点への立地も可）	病院： ・医療法第1条の5第1項に規定する医療施設（20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの） 診療所： ・医療法第1条の5第2項に規定する医療施設（19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの）
介護福祉	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者通所系福祉施設	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 高齢者通所系福祉施設	地域包括支援センター： ・介護保険法 第115条の46第1項に定める保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設 高齢者通所系福祉施設： ・老人福祉法第20条2の2に規定する老人デイサービスセンター ・同法第20条の7に規定する老人福祉センター ・介護保険法 第8条第7項に定める通所介護を提供する施設 ・同法第8条第8項に定める通所リハビリテーションを提供する施設 ・同法第8条第17項に定める通所介護を提供する施設 ・同法第8条第18項に定める認知症対応型通所介護を提供する施設 ・同法第8条第19項に定める小規模多機能型居宅介護を提供する施設
商業	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input checked="" type="checkbox"/> 大規模小売店舗	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗	スーパーマーケット、大規模小売店舗： ・店舗面積が1,000㎡を超える店舗
金融	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input checked="" type="checkbox"/> 信用金庫・信用組合 <input checked="" type="checkbox"/> 郵便局（居住誘導区域、地域拠点への立地も可）	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input checked="" type="checkbox"/> 信用金庫・信用組合 <input checked="" type="checkbox"/> 郵便局（居住誘導区域、地域拠点への立地も可）	銀行： ・銀行法第2条第1項に定める銀行 信用金庫： ・信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会 信用組合： ・中小企業等協同組合法第3条及び、協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合 郵便局： ・日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
行政	<input checked="" type="checkbox"/> 市役所支所・出張所 <input type="checkbox"/> 保健センター	<input type="checkbox"/> 市役所支所・出張所 <input type="checkbox"/> 保健センター	市役所支所・出張所： ・地方自治法第155条に規定する支所又は出張所 保健センター： ・地域保健法第18条に規定する、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康検査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とした施設
交流	<input type="checkbox"/> 図書館	<input checked="" type="checkbox"/> 図書館	図書館： ・図書館法第2条に規定する、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設

- ：都市機能誘導区域内に施設有
- ：都市機能誘導区域内に施設無
- ：居住誘導区域内（都市機能誘導区域外）に施設有